



新潟北

土地改良区だより

第7号 令和3年12月発行

新潟北土地改良区

新潟市北区新井郷505番地

TEL (025) 387-2452

FAX (025) 387-2746

E-mail: niigatakitadokai

@sage.ocn.ne.jp

http://niigatakita.com/



第3回臨時総代会を開催

日時：令和3年8月27日(金) 午前9時30分



現在数 / 58名

出席者数 / 58名

書面議決 / 55名

欠席者数 / 0名

今回の臨時総代会は、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に則り特例措置として書面議決での開催となりました。議長には関 清人総代（上堀田）、議事録記名人には金子松栄総代（大月）と阿部八四雄総代（横井）が選任されました。提案された議案について、総代の皆様からご提出いただいた書面議決書を確認した結果、全議案とも原案のとおり承認・議決されました。



議長 上堀田地区
関 清人 総代

- 第1号議案 令和2年度事業報告承認について
- 第2号議案 令和2年度財産目録承認について
- 第3号議案 令和2年度一般会計収支決算承認について
- 第4号議案 令和2年度特別会計職員退職給与積立金収支決算承認について
- 第5号議案 令和2年度特別会計地区除外決済金積立金収支決算承認について
- 第6号議案 令和2年度特別会計財政調整基金積立金収支決算承認について
- 第7号議案 令和2年度特別会計耕作条件改善事業費収支決算承認について
- 第8号議案 令和2年度特別会計農道補修機械維持管理費収支決算承認について
- 第9号議案 令和3年度賦課金口座振替日の一部修正承認について
- 第10号議案 定款及び定款附属書の一部変更議決について
- 第11号議案 会計細則の変更議決について
- 第12号議案 令和3年度一般会計収支補正予算議決について
- 第13号議案 令和3年度特別会計地区除外決済金積立金収支補正予算議決について
- 第14号議案 令和3年度特別会計財政調整基金積立金収支補正予算議決について

監査報告書

新潟北土地改良区定款第21条の規定により、令和3年7月30日に提出された令和2年度の事業報告及び財産目録並びに収支決算について、帳簿及び証拠書類等を監査するとともに業務運営全般にわたり監査を執行したところ、適正であると認めたので報告いたします。

令和3年8月27日

新潟北土地改良区

総括監事

曾 我 権 次

監 事

小 川 竹 男

監 事

本 間 松

財務状況の公表

☆新潟北土地改良区規約第45条により、令和2年度収支予算の執行状況、財産目録を組合員の皆さんに公表いたします。

1. 令和2年度一般会計収支決算の状況 《事業年度：R2年4月1日～R3年3月31日》

収入総額一金 763,765,693円也

支出総額一金 602,002,701円也

収支差引残金 161,762,992円 翌年度へ繰越



(収入)

(単位:円)

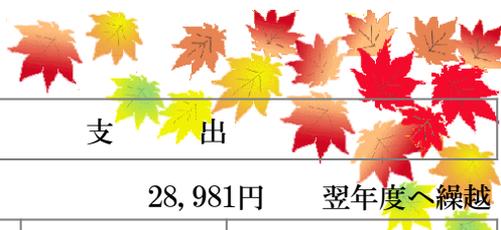
科目	決算額	予算額	比較(△減)	決算額の内訳
1. 賦課金	454,055,632	453,721,000	334,632	
1) 経常賦課金	367,003,155	367,429,000	△425,845	各事業区維持管理費、事務所費ほか
2) 特別賦課金	87,052,477	86,292,000	760,477	各種事業償還金、 国営営事業負担金・分担金
2. 繰越金	122,927,277	82,765,000	40,162,277	前年度繰越金
3. 補助金、 助成金 及び寄付金	77,410,816	82,512,000	△5,101,184	国造施設管理型補助金 12,017,000円 新井郷川排水機場維持管理費助成金 22,921,407円 濁川取水場維持管理交付金 12,916,086円 団体営(防災減災・ストマネ)事業補助金 15,540,000円 耕作条件改善事業新潟市補助金 2,625,000円 排水費・揚排水機場・排水路管理費用 負担金 3,126,540円 経営安定対策基盤整備緊急支援対策事業 補助金 920,000円 阿賀連合助成金 3,430,835円 都市排水助成金 2,599,000円 加治川承水路管理費・分担金 229,932円 農業土木支援事業補助金 744,500円 維持管理費軽減対策費助成金 90,516円 寄付金 250,000円
4. 諸収入	17,473,618	12,619,000	4,854,618	他目的使用料 10,851,191円 負担金収入 860,386円 過年度賦課金 2,949,951円 手数料ほか 2,812,090円
5. 繰入金	52,301,350	53,687,000	△1,385,650	特別会計地区除外決済金・財政調整基金 積立金ほか
6. 交付金	22,140,000	22,140,000	—	維持管理適正化事業交付金
7. 受託費	17,457,000	17,507,000	△50,000	広域活動協定(長浦岡方地域、葛塚地域、 木崎濁川地域)運営委員会より
収入合計	763,765,693	724,951,000	38,814,693	

(支出)

(単位:円)

科目	決算額	予算額	比較(△減)	決算額の内訳
1. 償還金	116,591,012	138,321,000	△21,801,988	
1)事業償還金	59,675,557	59,772,000	△96,443	長期借入金償還元利金
2)負担金・分担金	56,843,455	78,549,000	△21,705,545	国県営事業地元負担金及び分担金
2. 維持管理費	209,492,293	278,784,000	△69,291,707	
1)揚排水機費	110,762,312	136,260,000	△25,497,688	電気料、補修工事費、賃金、消耗品ほか
2)管理費	98,729,981	142,524,000	△43,794,019	用排水路改修工事費、定期浚渫費ほか
3. 連合負担金	26,000,782	26,635,000	△634,218	阿賀連合負担金 25,891,782円 加治連合負担金 109,000円
4. 適正化事業費	36,284,416	36,874,000	△589,584	維持管理適正化事業工事費 25,091,584円 維持管理適正化事業拠出金 11,192,832円
5. 繰出金	64,518,689	65,859,000	△1,340,311	特別会計財政調整基金積立金 14,961,000円 特別会計職員退職給与積立金 5,000,000円 耕作条件改善事業地元負担金 29,034,000円 繰替運用資金返済金 11,616,339円 一般会計各事業区 3,907,350円
6. 事務所費	131,730,509	160,072,000	△28,341,491	
1)会議費	1,766,996	2,822,000	△1,055,004	総代会、役員会等費用弁償、研修費ほか
2)事務費	128,729,622	155,200,000	△26,470,378	役員報酬、職員給与、共済費、消耗品ほか
3)諸費	1,233,891	2,050,000	△816,109	県土連、耕地協議会負担金、慶弔費ほか
7. 受託費	17,457,000	17,507,000	△50,000	広域協定事務受託費一式
8. 過年度支出	0	62,000	△62,000	
9. 予備費	0	837,000	△837,000	
支出合計	602,002,701	724,951,000	△122,948,299	

2.令和2年度特別会計収支決算の状況



収 入			支 出		
(1) 職員退職給与積立金			収支差引残金 28,981円 翌年度へ繰越		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
積立金	5,000,000	一般会計より繰入	積立金	95,340,000	退職給与準備積立金
繰越金	90,303,641	前年度積立繰越金			
雑収入	65,340	預金・貸付利息			
収入合計	95,368,981		支出合計	95,340,000	
(2) 地区除外決済金積立金			収支差引残金 981,513円 翌年度へ繰越		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
決済金	12,804,548	農地転用決済金	繰出金	2,830,000	一般会計へ繰出
繰越金	296,251,339	前年度積立繰越金	積立金	316,867,692	決済金積立金
繰入金	11,503,291	繰替運用資金返済金			
雑収入	120,027	預金・繰替運用資金利息			
収入合計	320,679,205		支出合計	319,697,692	
(3) 財政調整基金積立金			収支差引残金 0円		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
繰越金	600,676,035	前年度積立繰越金	繰出金	45,264,000	一般会計へ繰出
繰入金	17,115,000	一般会計より	積立金	572,537,177	運用資金積立金
雑収入	10,142	預金利息			
収入合計	617,801,177		支出合計	617,801,177	
(4) 耕作条件改善事業費			収支差引残金 0円		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
補助金	27,347,000	国庫補助金	定率助成事業費	52,500,000	用排水路改修工事
地元負担金	27,825,000	一般会計より	定額助成事業費	1,097,000	区画拡大、暗渠排水
			工事雑費	1,575,000	補助対象外工事雑費
収入合計	55,172,000		支出合計	55,172,000	
(5) 農道補修機械維持管理費			収支差引残金 631,196円 翌年度へ繰越		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
使用料	4,062,500	広域協定運営委員会より	事業費	3,346,009	運転手等賃金、軽油代ほか
繰越金	12,454,583	前年度積立繰越金	積立金	12,540,000	機械償却積立金
雑収入	122	預金利息			
収入合計	16,517,205		支出合計	15,886,009	

3.財産目録

令和3年5月31日調整

(資産)

区 分		金 額
1. 流動資産	(1) 現金及び預金	161,762,992円
	(2) 未収賦課金 (R2年度分 1,885,580円、過年度分 1,539,320円)	3,424,900円
		165,187,892 円
2. 特定資産 (積立金)	(1) 退職給与	95,368,981円
	(2) 地区除外決済金	317,849,205円
	(3) 財政調整基金	572,537,177円
	(4) 農道補修機械償却	13,171,196円
		998,926,559 円
3. その他資産 (出資金)	(1) 農林中央金庫	720,000円
	(2) 県 信 連	30,000円
	(3) 新潟市農協	551,000円
		1,301,000 円
4. 固定資産	(1) 土 地 (事務所宅地 2,982.35㎡ 51,870,022円)	
	(2) 建物設備 (事務所、車庫、農道補修機械格納庫 72,594,100円)	
	(3) 機械器具 (農道補修機械 1台、自動車 2台、測量器具一式 15,455,311円)	
	(4) 備 品 (事務所内 机ほか一式 11,227,026円)	
		151,146,459 円
資 産 合 計		1,316,561,910 円

(負債)

区 分		金 額
1. 長期借入金	(1) 農林漁業資金	43件 67,291,776円
	(2) 新潟市農協借入金	8件 40,142,132円
		107,433,908 円
2. 引当金	(1) 職員退職給与	95,368,981円
	(2) 地区除外決済金	317,849,205円
	(3) 財政調整基金	572,537,177円
	(4) 農道補修機械償却	13,171,196円
		998,926,559 円
負 債 合 計		1,106,360,467 円

事務所の建て替えについて

現在の事務所は、昭和54年に旧長浦岡方土地改良区として建設され、42年の歳月を経て建物全体の老朽化と劣化が進み、様々な不具合が生じています。

これまで、度々修繕を繰り返しておりましたが、昨年7月には大雨の影響で雨漏りと漏電が生じ、事務所が停電となり一時業務が執り行えませんでした。

その他にも、強風による外壁の落下や地震の影響で内壁がひび割れる被害が出ております。

また、恒久的な問題としてアスベストや耐震対策に加え、土地改良区の合併及び広域協定が行う多面的機能支払交付金活動の事務受託に伴う職員の増員などで手狭な状態にあることから、組合員サービスと利便性の向上を図るため改善が必要となりました。

そこで、総代会を始め各種会議等で説明を行い役員会で検討を重ね、長期的視野で考えると新築の方が皆様への負担軽減に繋がりサービスの向上が図れると判断して、事務所の建て替えを前向きに検討することにいたしました。

昨今の営農情勢の厳しい最中に、組合員の皆様へ新たに負担を提示することは誠に心苦しいのですが、本計画は今後の業務運営に重要な体制整備であることとご理解いただきたくお願い申し上げます。

任期満了に伴う総代選挙のお知らせ

総代選挙の執行

これまで新潟市北区選挙管理委員会の管理のもとで総代選挙が行われていましたが、法改正に伴い、今年からは新潟北土地改良区の管理による選挙に変わります。

つきましては、立候補者の届出場所は、新潟北土地改良区となりますのでご注意ください。

総代選挙日程

次期総代の任期は、令和4年3月6日から令和8年3月5日（4年間）となります。

立候補受付日	2月16日(水)・17日(木) 8時30分～17時
受付場所	新潟北土地改良区 総務課庶務係
選挙期日	2月21日(月) 7時～14時

※立候補者が定数を超えないときは、無投票となり選挙は行いません。

投票が行われる場合は、2月20日までに総代選挙の入場券をお送りします。

選挙区

選挙区	選挙区域		総代定数
第1選挙区	新潟市北区 阿賀野市	上大月、岡新田、里飯野、上堀田、長場、大月、内沼、新鼻、嘉山字新鼻、浦木、長戸、上土地亀、下土地亀、下土地亀字南通、下土地亀字奥才、新井郷、平林、十二、山飯野、灰塚、長戸呂、大瀬柳、大迎、大久保、太子堂、三ツ屋、高森、森下、高森新田 榎、高田村の内、水原、法柳新田、金淵、駒林	32人
第2選挙区	新潟市北区	太田1番～2423番、太田字上黒山、太田字山下、太田字中黒山、太田字下黒山、太田字椋甲、太田字椋前乙、太田字椋丙、太田字未高入戊、太田字名山、太田字法花鳥屋甲、太田字法花鳥屋前乙、太田字城山甲1147番2～甲4869番、太田字松影甲192番1～甲507番・甲946番～甲1841番6、村新田、村新田字藤兵エ通り、嘉山字嘉山、嘉山字鮫面、嘉山字大口、前新田、葛塚字正尺、葛塚字上大川、葛塚字中大川、葛塚字下大川、葛塚字柳原、葛塚字巳高入、葛塚字樋之内、葛塚字下大川堤付、下土地亀字樋之内3297番～3457番、横井字天神川向1025番～1071番、横井字大境道下1094番～1127番、横井字大境1101番～1143番、横井字城山前中道外1087番～1151番、横井字五反歩1220番～1252番	8人
第3選挙区	新潟市北区 新発田市 聖籠町	木崎、内島見、樋ノ入、下大谷内、笹山、横土居、浦ノ入、鳥屋、横井字横井山越、横井字横井前、横井字大曾根、横井字中郷海老、横井字城山浦、横井字横井潟、太田字城山甲4883番1～甲4933番、太田字松影甲731番～甲769番、葛塚字子辰高入2896番～2910番1、笠柳、早通、下早通、須戸、彩野、下土地亀字樋之内3697番～3699番、仏伝、浜浦、早通北、松栄町、太夫浜、白勢町、松潟、新崎、濁川、名目所 佐々木字川前3327番～3365番 藤寄	20人
計			60人

役員改選のお知らせ

役員選挙日程

現役員の任期満了が、令和4年3月31日までとなっておりますので、3月12日(土)に開催予定の第5回通常総代会において、役員(理事・監事)選挙を行います。

次期役員の任期は、令和4年4月1日から令和8年3月31日(4年間)となります。

3月6日(日)	総代に選挙期日の通知・公告 候補届出の受付開始
3月8日(火)	候補届出の締め切り
3月9日(水)	候補者の公告
3月12日(土)	選挙期日・第5回通常総代会

選挙定数

選挙すべき定数として、理事13人、監事3人です。

被選挙区	理事定数 (うち耕作者理事)	監事定数
第1選挙区	7人 (4人)	1人
第2選挙区	2人 (1人)	1人
第3選挙区	4人 (3人)	1人
計	13人 (8人)	3人



ご存知ですか？

組合員資格の変更には、届出が必要です

地区内の土地の権利・資格を取得又は喪失、変更した場合は、土地改良区への届出が義務付けられています。(自己申告)

名義を変えた方・農地を譲渡した方

- ・農地を売買又は賃貸借、交換したとき
- ・相続、贈与等の名義変更したとき
- ・農業者年金受給又は、後継者へ経営移譲したとき

☆これらの場合、組合員資格得喪通知書を届け出てください。

農地を転用する方

- ・農地を宅地や資材置場に転用するとき
- ・地目を田から畑に変更するとき

☆農地転用等の通知書、地区除外申請書の届出と農地転用決済金(未納金等)や手数料の納付が必要になります。

高めよう地域協働の力！



葛塚、木崎濁川、長浦岡方の3広域協定は、交付金の有効活用、事務負担の軽減等を目的に令和4年度の組織統合に向け協議を進めています。

統合後の新たな組織名は「新潟北広域協定」と決定いたしました。

現在、既存3広域協定の役員で構成する新潟北広域協定設立準備委員会を組織し、設立に必要な事項を協議しています。

葛塚農村環境保全管理広域協定
(傘下3集落)

木崎濁川環境保全管理広域協定
(傘下21集落)

長浦岡方地域広域協定
(傘下33集落)



新潟北広域協定
(傘下57集落：予定)

統合後の規模（予算額はR3年度ベース）

面積：田 → 401,653 a 畑 → 10,402 a

予算額：農地維持 122,576,300円

共同活動 67,144,080円

長寿命化 64,946,108円

今後とも、多面的機能支払交付金制度の取り組みについて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

農業用用地の維持管理について

防虫防除作業



土地改良区では、農用地及び農業用施設の維持管理のために防虫防除作業や草刈等を実施しております。

有料で小型乗用草刈機の貸出も行っておりますので、希望される場合は事前にお申込みください。(電話：387-2452)

不法投棄は、やめましょう！！

水路脇にもみ殻を大量投棄したり、野外で焼却することによる煙害で苦情が寄せられています。

その行為により周囲への迷惑だけでなく、農業施設に影響が及ぶと多大な費用がかかりますので、行わないようにしましょう。

刑法の罰則には、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの併科」と規程されています。

